

「原子力災害対策充実に向けた考え方」に
係る事業者の取り組みについて
(志賀原子力発電所)

平成28年4月
北陸電力株式会社

はじめに

当社は、福島第一原子力発電所事故以降、志賀原子力発電所の安全性確保のため、電源車や消防車の配備、防潮堤・防潮壁の設置、緊急時対策棟の設置など、安全強化策を実施するとともに、新規制基準も踏まえ、さらに安全性を向上させる施策の工事を実施してきております。

また、万が一原子力災害が発生した場合でも、その拡大を防止し早期に復旧できるよう、事故収束活動の体制を強化するとともに、実効性向上に向け、訓練等を通じ継続的改善に取り組んでおります。

さらに、今後、自治体が行う災害発生時の活動へも、志賀地域原子力防災協議会での議論を踏まえ、適切に対応してまいります。

当社は、今後も新たな知見を把握し、世界最高水準の安全性を有する発電所を目指すとともに、原子力災害対策についても継続的改善に取り組むなど、地元の皆様に安心していただける発電所を目指してまいります。

目次

第1章 志賀原子力発電所における事故収束活動プラン

1. 緊急時対応能力の更なる充実

(1) 事故収束活動の体制

(2) 事故収束活動に使用する資機材

(3) 事故収束活動に係る要員の力量（教育・訓練等の取り組み状況）

(4) 更なる事故収束活動の充実・強化

2. 原子力緊急事態支援組織の更なる充実

(1) 原子力緊急事態支援組織の整備

(2) 原子力緊急事態支援組織の活動状況

(3) 原子力緊急事態支援組織の機能強化

3. まとめ（事故収束活動の更なる充実に向けて）

第2章 志賀原子力発電所発災時における原子力災害対策プラン

1. 原子力災害発生時の住民防護、通報連絡の概要

(1) 原子力災害発生時における住民防護の概要

(2) 国・自治体への通報連絡

2. 被災者支援活動体制の整備

(1) 自治体が実施する緊急事態応急対策における役割

(2) 原子力事業者間の支援体制

(3) 被災者の相談窓口・損害賠償対応体制

3. まとめ（支援活動の更なる充実に向けて）

第1章

志賀原子力発電所における事故収束活動プラン

1. 緊急時対応能力の更なる充実

(1) 事故収束活動の体制 (1／5)

【発電所の初動対応体制】

- 発電所には、発電所員及び協力会社員の合計約460名からなる原子力防災組織を整備しています。
- 福島第一原子力発電所事故以降、休日・夜間に万一発電所で事故が発生しても速やかに対処できるよう、原子力防災組織の初動対応要員39名のうち23名、連絡当番者3名の要員が発電所に24時間常駐する体制を整備しています。
また、近隣の寮・社宅にいる要員は、遅くとも2時間強での参集が可能です。

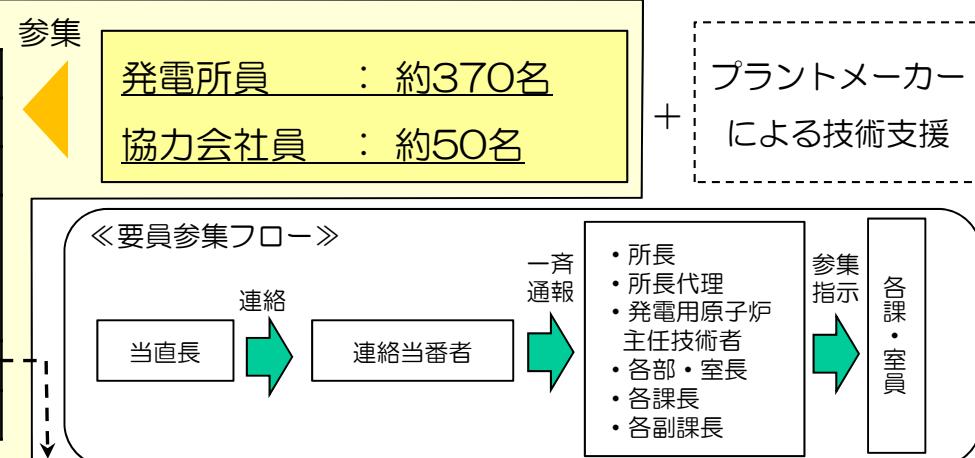
原子力防災組織：約460名

[初動対応要員：39名（うち常駐者23名、下表※）]

役割		人数
運転操作	1号（当直長、副当直長、運転員）	7名*
	2号（当直長、副当直長、運転員）	7名*
非常送水	作業指揮	7名*
	土砂・津波堆積物撤去	
	屋外消火系非常送水	16名
	大坪川ダム非常送水	
燃料補給		2名*

[連絡当番者：3名（常駐）]

役割	人数
指揮者（副原子力防災管理者）	1名
通報連絡者	2名



近隣の寮・社宅より参集

- 複数ある参集ルートのうち最も時間の要するルートでも、徒歩2時間強で発電所への参集が可能。
(車が走行できない状況も想定し、近隣の寮にマウンテンバイク20台配備)

【参集ルート】

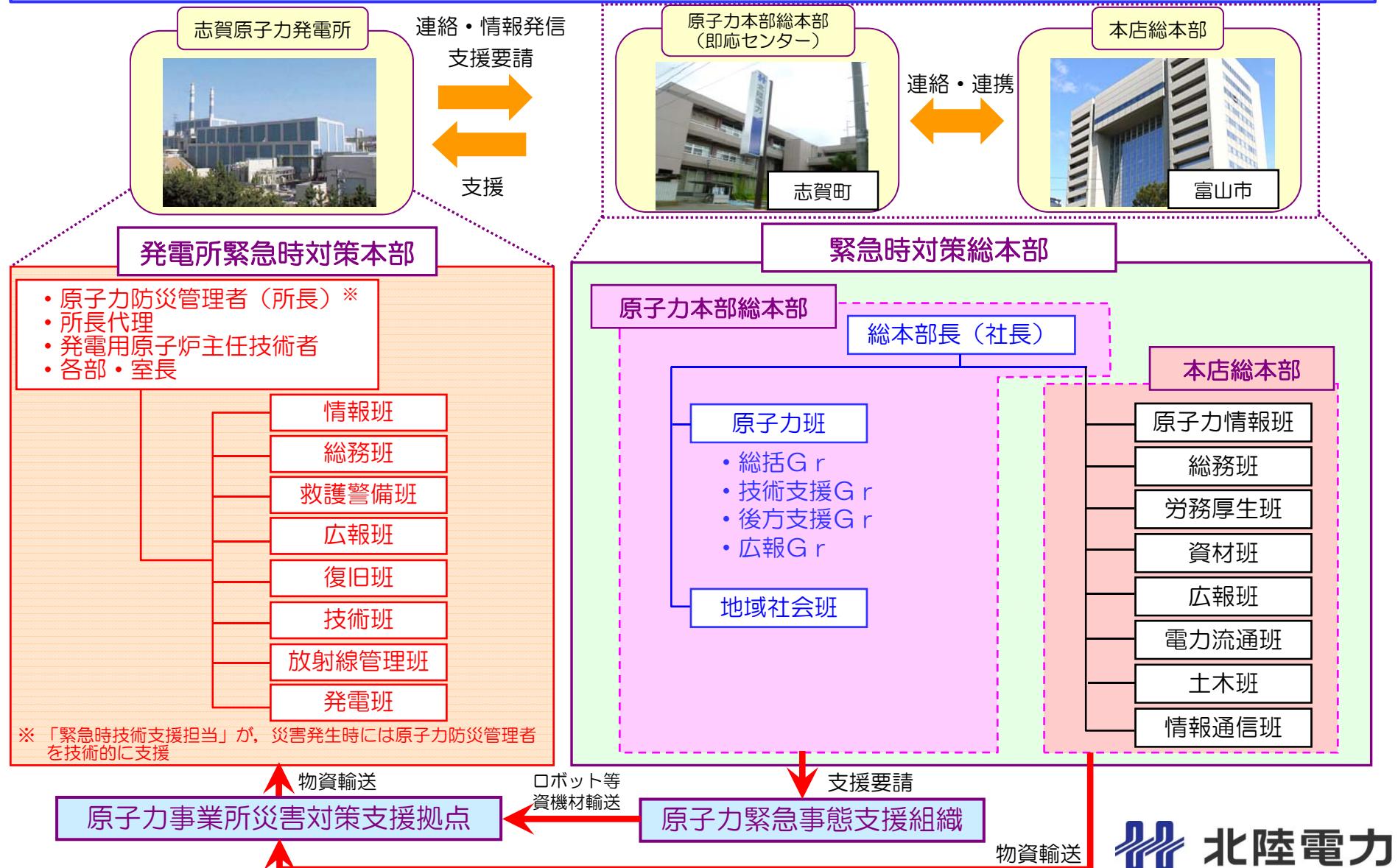


要員参集訓練の様子

(1) 事故収束活動の体制 (2/5)

【発電所への支援体制①】

- 福島第一原子力発電所事故以降、発電所に技術的支援・物的支援を行う体制を整備しています。



(1) 事故収束活動の体制 (3/5)

【発電所への支援体制②】

- 福島第一原子力発電所事故以降、発電所支援のための活動拠点を整備しています。



(1) 事故収束活動の体制 (4／5)

8

【発電所への支援体制③】

- ▶ 福島第一原子力発電所事故以降、協力会社等と発電所への支援に関する協定等を締結しています。

[福島第一原子力発電所事故以降締結した協定等]

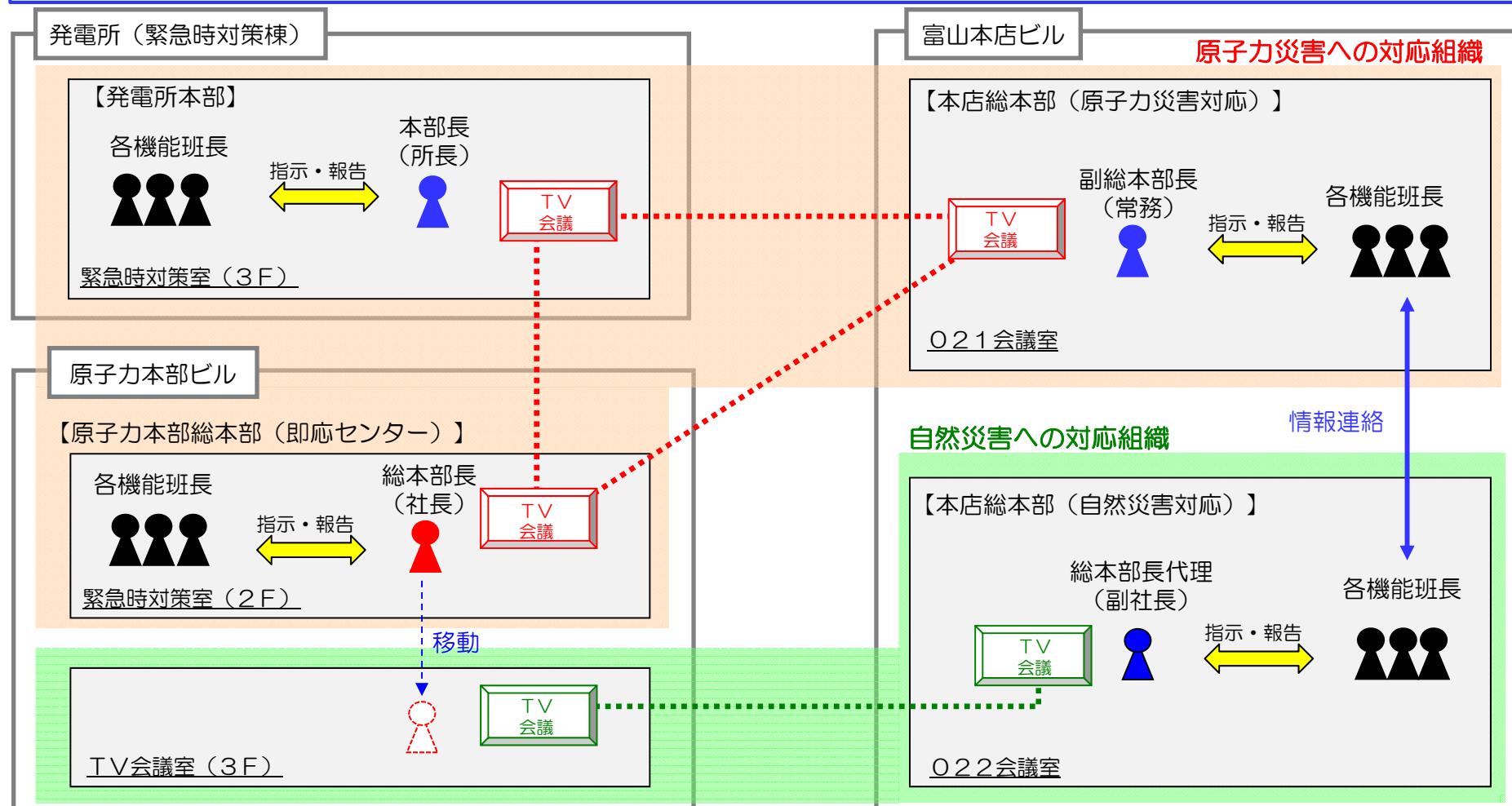
項目	締結内容	協定・覚書締結先
発電所の事故収束活動に対する支援	○発電所設備の応急措置作業、プラント機能維持に必要な支援等	プラントメーカー
	○応急措置の助勢、資機材等の提供	協力会社（4社）
「原子力事業所災害対策支援拠点」での活動に対する支援	○支援拠点での活動に必要となる資機材の供給・設置	レンタル会社
	○支援拠点で行う発電所作業者に対する放射線管理支援	原子力事業関連会社
発電所への物資等輸送	○発電所への物資及び人員の輸送	輸送会社
発電所への燃料供給	○発電所における重大事故等の発生防止・拡大防止に必要な燃料の配送・給油	石油関連会社（2社）

上記のほか、従来よりヘリ運航会社（2社）と人員・物資の輸送に係る契約を締結済

(1) 事故収束活動の体制 (5/5)

【複合災害発生時の体制】

- 福島第一原子力発電所事故以降、原子力災害・自然災害の複合災害発生時にも、両方の災害に適確に対応できるよう、それぞれの対応組織に対し社長からの指揮命令系統を確保するとともに、両組織の活動場所・連携方法を明確化しています。



(2) 事故収束活動に使用する資機材（1／3）

【安全強化策の実施】

- 福島第一原子力発電所事故以降、安全強化策として、電源、注水手段を確保するための資機材を充実させています。



更に資機材強化中

(2) 事故収束活動に使用する資機材（2／3）

【外部での活動に必要となる資機材】

- 原子力事業所災害対策支援拠点において、活動に必要となる通信機器、放射線防護具等を整備しています。

[原子力事業所災害対策支援拠点用の主な資機材]

分類	名称	数量
非常用通信機器	携帯電話	3台
	衛星携帯電話	2台
	可搬型衛星通信設備	1台
計測器等	表面汚染密度測定用サーベイメータ	10台
	γ線測定用サーベイメータ	4台
	ダストサンプラ	1台
	個人用線量計	300個
放射線防護具	防護服	3,000着
	全面マスク	300個
除染用器材	シャワーハウス	3台
	シンク	2台
	高圧洗浄機	2台
	除染水貯蔵用水タンク	5個
	排水仮受けタンク	5個
その他	テント	11張
	コンテナハウス	2棟
	組立ハウス	4棟
	資機材輸送車両	3台
	ヨウ素剤	4,500錠

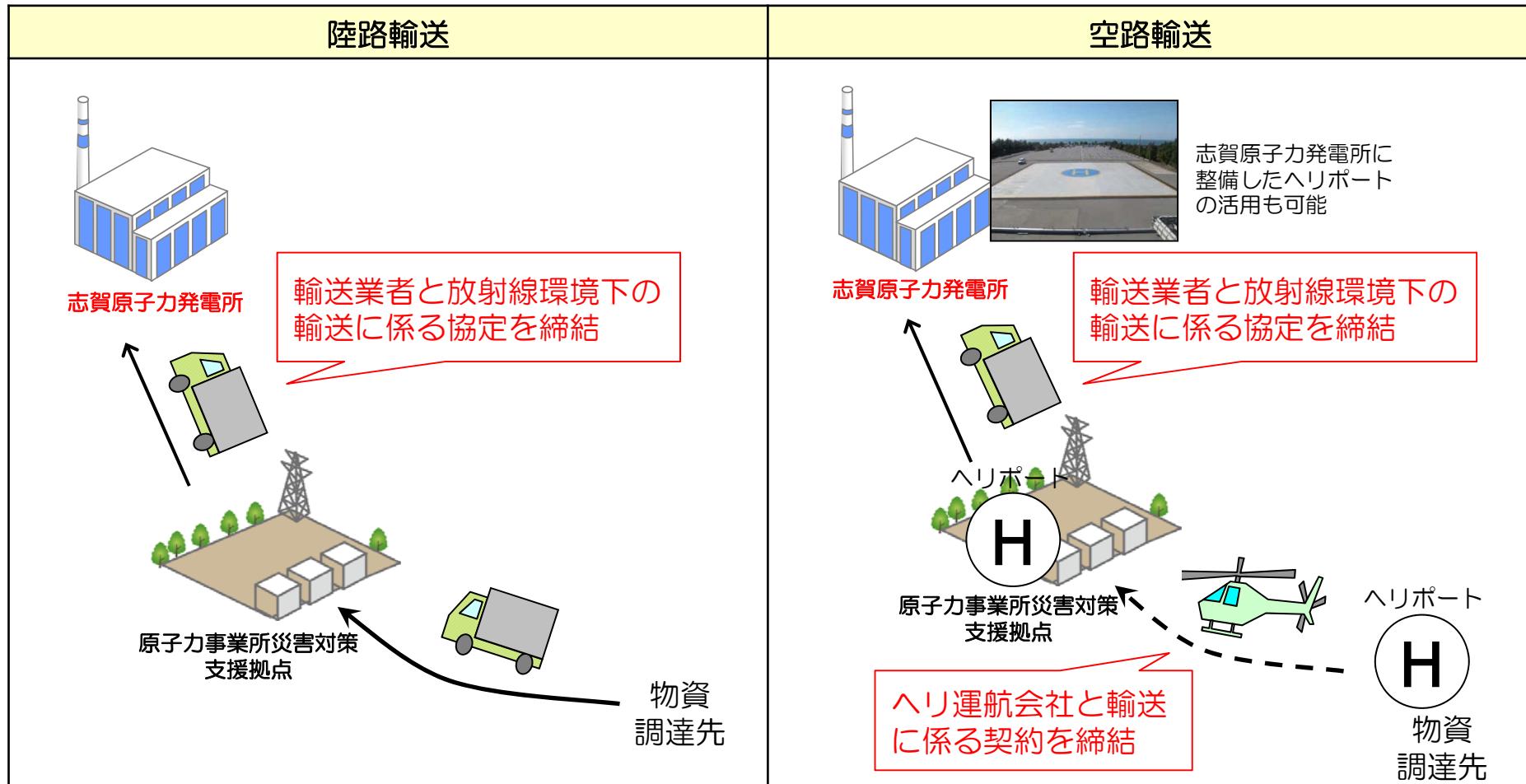
(外部からの調達、他の原子力事業者からの借用分を含む)

(2) 事故収束活動に使用する資機材（3／3）

12

【発電所への資機材輸送】

- 福島第一原子力発電所事故以降、放射線環境下でも、外部で調達した資機材を発電所へ輸送できる手段（陸路・空路）を確保しています。



(3) 事故収束活動に係る要員の力量 (教育・訓練等の取り組み状況)

【教育・訓練の充実】

- 福島第一原子力発電所事故以降、緊急時対応能力の一層の向上を図るために、教育・訓練を反復実施するとともに、毎年実施している原子力防災訓練についてもシナリオ非提示型（ブラインド）訓練を取り入れるなど充実を図っています。

対象者	主な取組み	訓練状況
本部要員	<ul style="list-style-type: none"> シナリオ非提示型（ブラインド）訓練の実施 運転シミュレータからリアルタイムで伝送されるプラントパラメータに基づき、状況把握・対応方針を決定する訓練を実施 	 
現場要員	<ul style="list-style-type: none"> 新たに配備した資機材を用いた電源確保、注水手段確保等の教育・訓練を反復実施 	 
運転員	<ul style="list-style-type: none"> 運転シミュレータ設備を用いて、福島第一原子力発電所事故等を模擬した異常時の対応訓練を実施 照明・通信が使用できない現場を想定した暗闇煙中での現場操作訓練を実施 	 

(4) 更なる事故収束活動の充実・強化（1／3）

【安全性向上施策の実施】

- 更なる安全性向上を図るため、新規制基準も踏まえた「安全性向上施策」に取り組み、重大事故等に対応できる設備を順次導入しています。

海水ポンプが損傷した場合に原子炉補機冷却海水系又は原子炉補機冷却系に直接海水を送るための大容量ポンプ車3台を導入



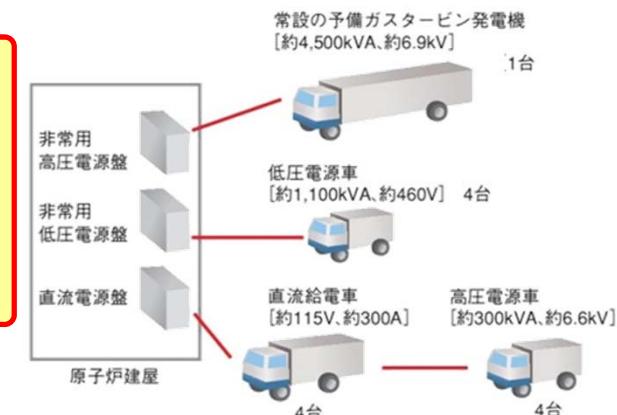
可搬型代替海水ポンプ車

原子炉や使用済燃料貯蔵プールへの注水時の水源として耐震性の高い淡水貯水槽を導入



淡水貯水槽

炉心損傷等を防止する設備等の電源を確保するための電源車を追加導入



更なる電源の確保

原子炉及び原子炉格納容器へ注水するため、常設の予備ポンプ2台、消防車8台を導入



原子炉建屋外部から使用済燃料貯蔵プールへ水を供給する高所注水車2台を導入

高所注水車

※：整備途中段階のものを含む

放射性物質の拡散防止

原子炉格納容器内の水素爆発防止のため窒素ガスを補給する可搬型の窒素供給装置2台を導入



可搬型窒素供給装置

放射性物質の拡散抑制や火災防護に使用するため、大量の水を放水する放水装置3台を導入



放水装置

その他、緊急時対策所の整備、火災防護対策（火災感知器、固定式消火設備の設置）等の施策を実施

(4) 更なる事故収束活動の充実・強化（2／3）

15

【運転シミュレータの活用】

- ▶ 平成26年3月に中央制御室の操作盤と同一の外観・機能を有する「フルスコープシミュレータ」を導入し運用を開始しています。その後、新規制基準も踏まえて導入した設備を模擬するための改造及び操作盤の追設を実施しています。
- ▶ 今後、運転員の操作習熟を図るため、改造・追設した機能に関する訓練を行っていきます。

フルスコープシミュレータ【2号機】 (平成26年3月運用開始)



シミュレータ改造
操作盤追設（平成27年度）

改造・追設した機能について
今後運転員の操作訓練を実施

機能追加

《安全強化策・安全性向上施策で導入した設備・対策》

○電源の確保



○注水手段の確保



【その他対策】

- ・使用済燃料貯蔵プールの監視・注水機能の強化
- ・逃がし安全弁による減圧機能強化
- ・格納容器ベントの監視の強化
- ・蓄電池の大容量化等 直流電源設備の強化 等

(4) 更なる事故収束活動の充実・強化（3／3）

16

【電力間の資機材データベースの共有】

- 万一の場合の融通も想定し、各社が保有する可搬型の電源、ポンプ等の資機材データベースを共有します。設備仕様に加え、接続インターフェース、使用する燃料についても管理します。

〔資機材リストの内容〕

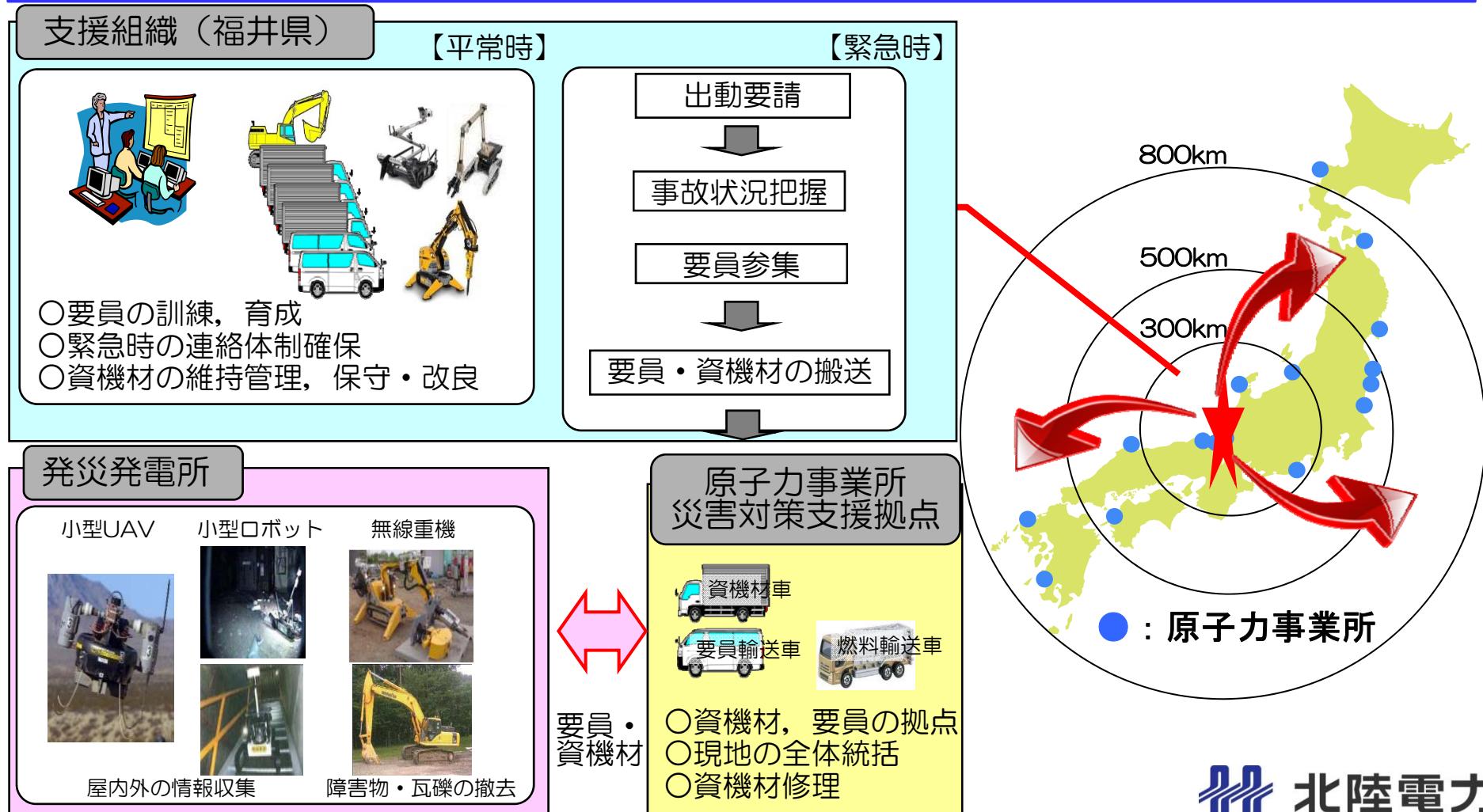
分類	名 称	数量	接続する設備の仕様として記載する内容	燃料
電源供給	非常用発電装置（1800kVA）	4台	○中継端子盤に接続するケーブルの詳細仕様	重油
代替注水（海水）	海水取水用水中ポンプ	20台	○接続するフランジの詳細仕様 ○接続する電源ケーブルの詳細仕様、ボルトの本数	—
代替注水（淡水）	可搬型消防ポンプ	4台	○ホース接続口の詳細仕様	ガソリン

2. 原子力緊急事態支援組織の更なる充実

(1) 原子力緊急事態支援組織の整備

【体制の整備】

- 事業者が共同で、原子力発電所での緊急事態対応を支援するための組織を整備しています。
- 災害活動で必要となるロボットや除染設備を配備・管理するとともに、各事業者のロボット操作要員に対する訓練を実施しています。
- 緊急時には、これらの資機材を発災発電所に向けて輸送し、支援を実施します。

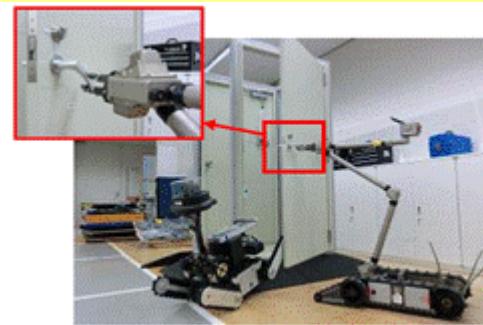


(2) 原子力緊急事態支援組織の活動状況

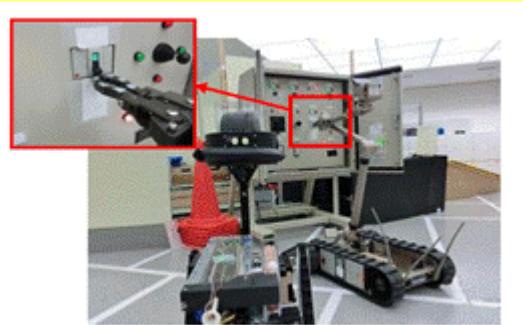
【活動状況】

- ▶ 訓練施設におけるロボット基本操作の訓練に加え、事業者の防災訓練に参加し、連携を確認しています。

ロボット基本操作訓練



開錠レドアノブを掴んで開放し通過



制御盤を開放しスイッチ操作



暗闇での障害物撤去



バルブの開閉操作

志賀原子力発電所での原子力防災訓練



ロボット操作訓練



資機材搬送訓練

これまでの訓練実績（平成28年3月末時点）

初期訓練受講者 約470名（電力9社+原電+電発） [当社：19名]

(3) 原子力緊急事態支援組織の機能強化

【機能強化】

- ▶ 平成28年12月の本格運用開始に向けて、拠点施設の建設、資機材の拡充、体制・機能の強化を進めています。



資機材拡充の例



小型UAV（高所からの情報収集）



小型・大型無線重機
(屋外のがれき等の除去)



ロボットコントロール車

3. まとめ（事故収束活動の更なる充実に向けて）

21

- 福島第一原子力発電所事故を受け、
 - ・初動対応に必要となる要員が発電所に常駐する体制を整備するとともに、発電所を支援する体制も整備しております。
 - ・安全強化策として電源、注水手段を確保する資機材を充実させています。
 - ・緊急時対応能力の向上のため、教育訓練及び原子力防災訓練を充実させております。
- 今後、新規制基準に対応した体制・資機材を整備し、教育・訓練等を通じ、緊急時対応体制の実効性向上に努めてまいります。

第2章

志賀原子力発電所発災時における 原子力災害対策プラン

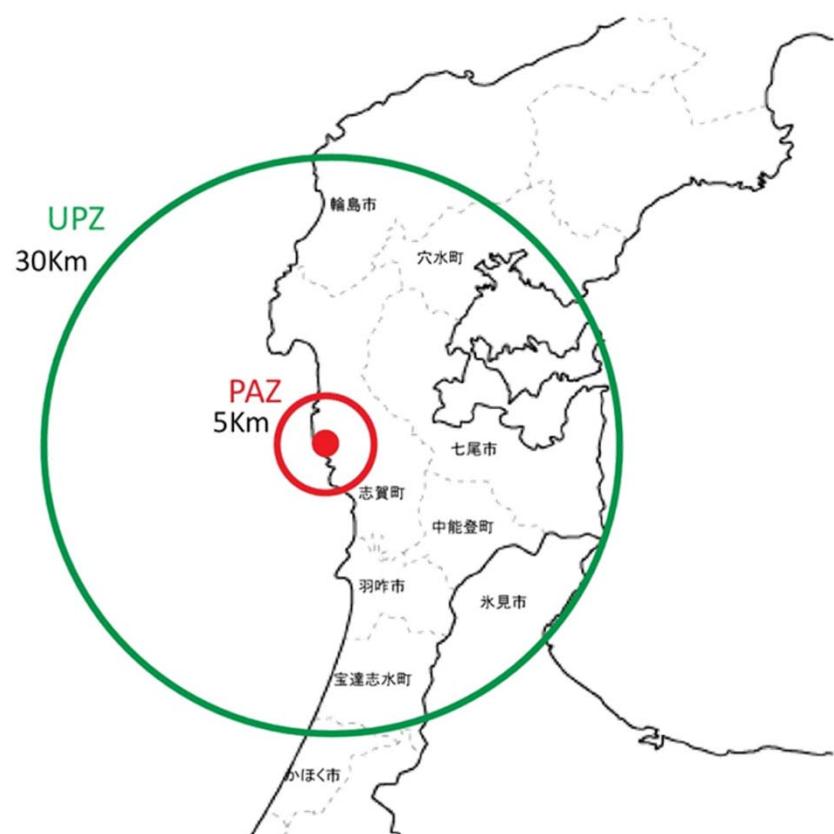
1. 原子力災害発生時の住民防護、通報連絡の概要

(1) 原子力災害発生時における住民防護の概要（1／2）

24

【原子力災害対策重点区域】

- 志賀地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ圏内は石川県志賀町、UPZ圏内は石川県及び富山県の5市4町が対象となっています。



<5km圏内>

PAZ（予防的防護措置を準備する区域）：

急速に進展する事故を想定し、事故が発生したら直ちに避難等を実施する区域

対象地区：1町（志賀町）

住民数：4,145人※

<5～30km圏内>

UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）：

事故が拡大する可能性を踏まえ、避難や屋内退避等を準備する区域

対象地区：5市4町（石川県七尾市、輪島市、羽咋市、かほく市、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、富山県氷見市）

住民数：159,402人※

※人口は平成26年度9月1日現在

出典：志賀地域原子力防災協議会作業部会「志賀地域における活動報告」，平成27年7月2日内閣府HPより

(1) 原子力災害発生時における住民防護の概要（2／2）

25

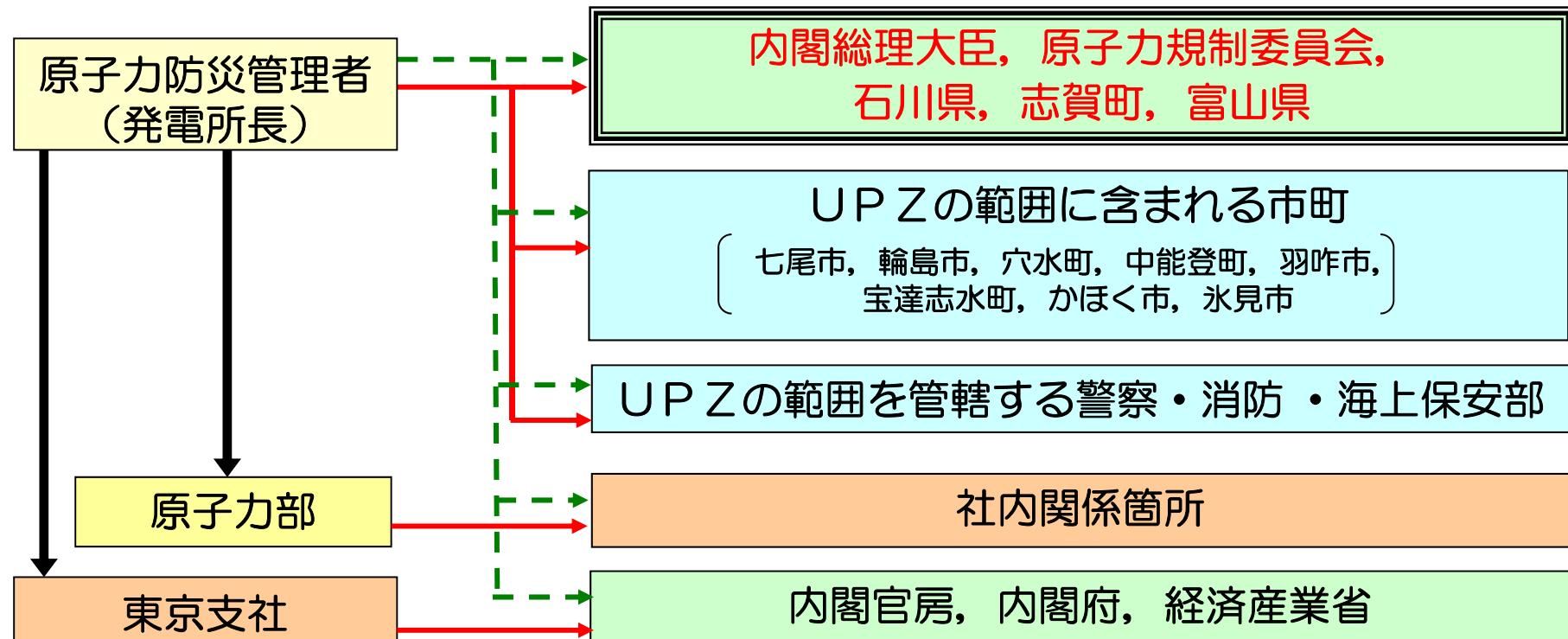
【PAZ圏内・UPZ圏内住民の避難の概要】

- 原子力事業者からの通報連絡を受けた国・自治体の指示により PAZ圏内・UPZ圏内住民は、事象の進展や放射性物質の放出状況に応じ避難を実施します。

プラント状況		警戒事態	施設敷地緊急事態 (原災法10条事象)	全面緊急事態 (原災法15条事象)
		公衆への影響やその恐れが切迫したものではない事態 例：震度6弱以上の地震発生等	公衆に影響をもたらす可能性のある事態 例：全交流電源喪失等	公衆に影響をもたらす可能性が高い事態 (放射性物質放出前) 例：炉心損傷、冷却機能喪失等
PAZ圏内 (～5km)	要支援者	避難、屋内退避準備	避難、屋内退避	
	住民		避難準備	避 難
UPZ圏内 (5～30km)			屋内退避準備	屋内退避 高い放射線量率が計測された地域内住民の避難

(2) 国・自治体への通報連絡

- 原子力災害が発生した場合、「原子力災害対策特別措置法」に基づき、直ちに国・自治体等へ通報連絡を実施します。
- 国・自治体への通報については、多様な通信手段（地上回線、衛星回線）を確保しています。



: 原子力災害対策特別措置法
に基づく通報先

→ : FAX送信

→ : 電話でのFAX着信確認

→ : 電話等による連絡

2. 被災者支援活動体制の整備

(1) 自治体が実施する緊急事態応急対策における役割

28

- 原子力災害が発生した場合、オフサイトセンター等へ要員の派遣、資機材の提供など、自治体が実施する緊急事態応急対策が円滑に行われるために必要な措置を実施します。
- 今後、志賀地域原子力防災協議会での議論を踏まえ、住民避難等への協力について、適切に対応していきます。

【自治体が実施する緊急事態応急対策への要員派遣・資機材提供】

項目	内容	派遣人数	原子力防災資機材	数量
オフサイトセンターにおける業務に関する事項	<ul style="list-style-type: none">● オフサイトセンターの設営準備助勢● 発電所とオフサイトセンターとの情報交換● 報道機関への情報提供● 緊急事態応急対策についての相互の協力及び調整● 原子力災害合同対策協議会への参加 等	10名	γ線測定用サーベイメータ	8台
			積算線量計	100台
			表面汚染密度測定用サーベイメータ	4台
			個人用線量計	30台
			ダストサンプラー	2台
緊急時環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項	<ul style="list-style-type: none">● 緊急時環境放射線モニタリング● 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定● 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定● 放射性物質による汚染が確認されたものの除染 等	12名	モニタリングカー	1台

(2) 原子力事業者間の支援体制（1／2）

【支援体制】

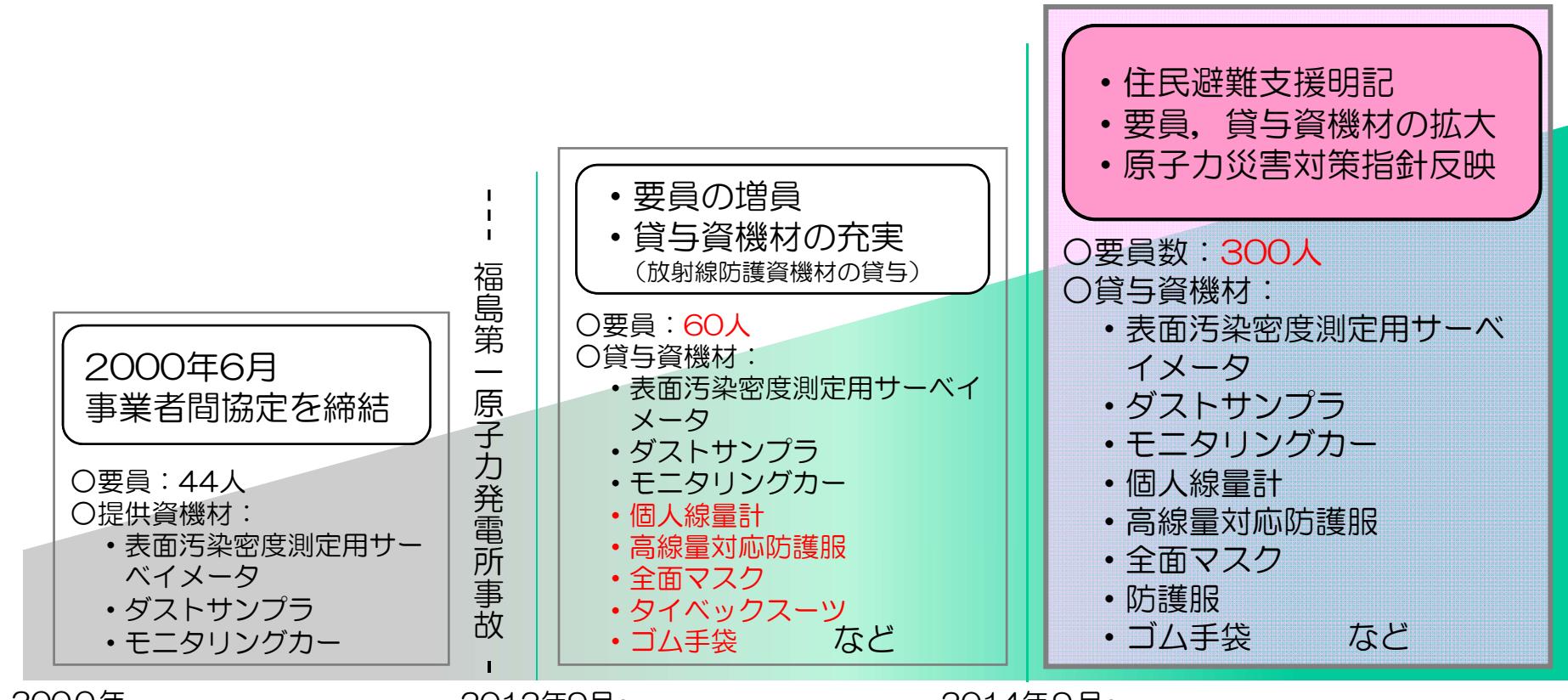
- 原子力事業者は、万が一原子力災害発生した場合に備えて事業者間協力協定を締結しています。
- 災害収束活動で不足する放射線防護資機材等の物的な支援を実施するとともに、環境放射線モニタリングや周辺地域の汚染検査等への人的・物的な支援を実施します。

名称	原子力災害時における原子力事業者間協力協定			
目的	原子力災害の発生事業者に対して、協力要員の派遣、資機材の貸与等、必要な協力を円滑に実施するために締結			
発効日	2000年6月16日（原子力災害対策特別措置法施行日）			
締結者	原子力事業者12社 北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、 中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電、電源開発、日本原燃			
協力活動の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害時の周辺地域の環境放射線モニタリングおよび周辺地域の汚染検査・汚染除去に関する事項について、協力要員の派遣・資機材の貸与その他の措置を実施 			
役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生事業者からの要請に基づき、予めその地点ごとに定めた幹事事業者が運営する支援本部を災害発生事業所近傍に設置し、各社と協力しながら応援活動を展開 			
主な実施項目	<ul style="list-style-type: none"> ・環境放射線モニタリング、避難退域時検査、除染作業等への協力要員の派遣（300人） ・資機材の貸与 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">     </div> <p>表面汚染密度測定用 サーベイメータ (360台)</p> <p>個人線量計 (1,000個)</p> <p>全面マスク (1,000個)</p> <p>防護服 (30,000着)</p>			

(2) 原子力事業者間の支援体制（2／2）

【支援体制の拡充】

- 協定内容は、福島第一原子力発電所事故の対応実績等を踏まえ、随時充実させてています。
- 2014年9月より、災害発生時の広域住民避難への対応として、協力事項に「住民避難支援」を明記するとともに、避難退避時検査等に対応できるよう放射線測定要員等の派遣や資機材の貸与を拡充しています。



- ・住民避難支援明記
- ・要員、貸与資機材の拡大
- ・原子力災害対策指針反映

○要員数: 300人

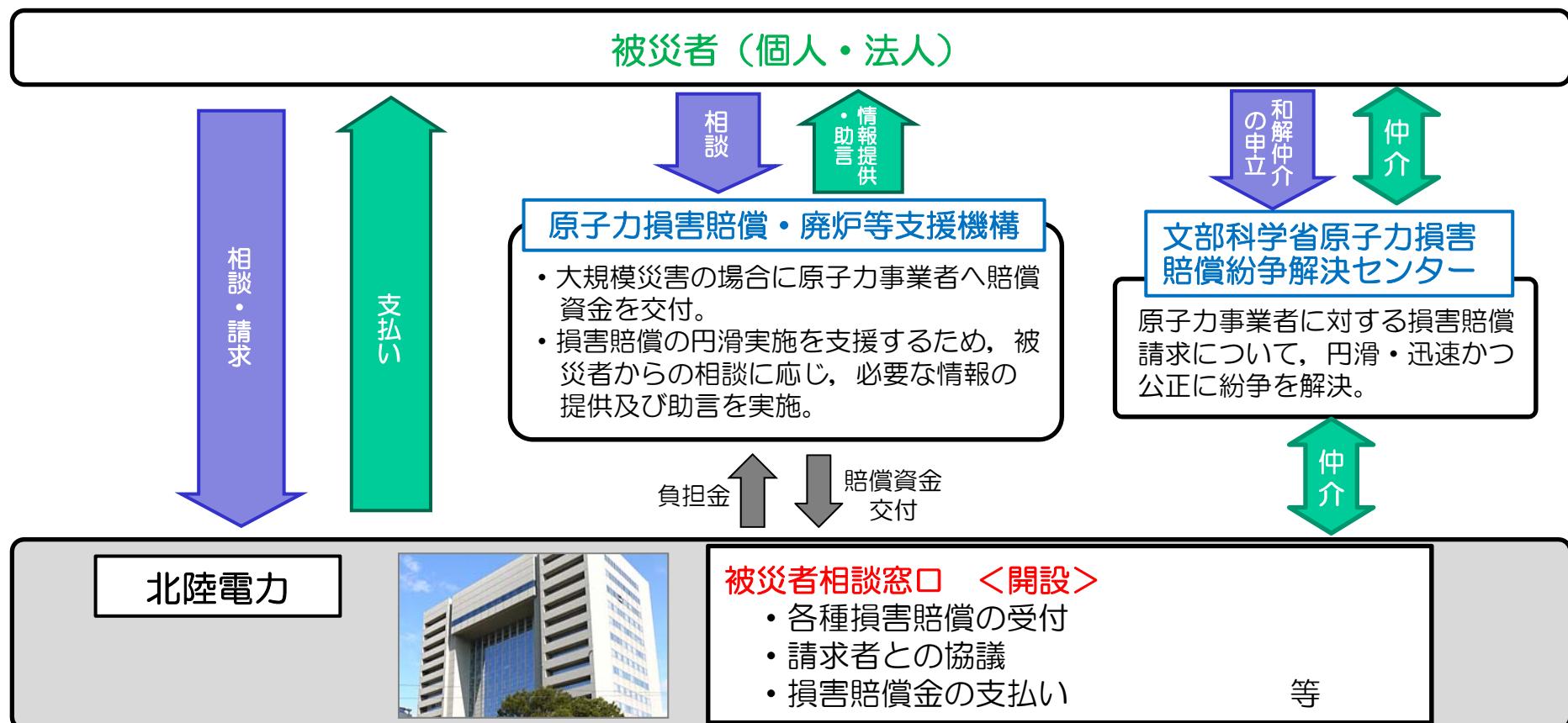
○貸与資機材:

- ・表面汚染密度測定用サーベイメータ
- ・ダストサンプラー
- ・モニタリングカー
- ・個人線量計
- ・高線量対応防護服
- ・全面マスク
- ・防護服
- ・ゴム手袋

(3) 被災者の相談窓口・損害賠償対応体制

- 原子力災害が発生した際は、速やかに「相談窓口」を開設し、被災者からの様々な問合せに対して誠意を持って対応します。
- また、損害賠償への対応については、原子力災害発生後、多種多様の損害賠償に対応するための体制を整備します。その上で、原子力損害の賠償に関する法律等、国の原子力損害賠償制度の枠組みの下で、迅速・公正な賠償を実施します。

(原子力災害発生時の 損害賠償対応イメージ)



3. まとめ（支援活動の更なる充実に向けて）

32

- 原子力災害発生時の自治体の住民防護に係る活動に対し、
 - ・オフサイトセンター等への要員派遣・資機材提供を実施いたします。
 - ・他の原子力事業者から要員派遣・資機材貸与の協力を得られる枠組みを整備・拡充しております。
- 原子力災害発生時には、速やかに相談窓口を開設し、また、損害賠償への対応に関する体制を整備いたします。
- 住民避難等への原子力事業者の協力内容については、地域原子力防災協議会で検討されることとなっており、今後の志賀地域での議論を踏まえ、適切に対応してまいります。